

福岡市保健福祉審議会 第5回高齢者保健福祉専門分科会議事次第

日 時 平成 23 年 11 月 1 日 (火) 15 : 00 ~

場 所 あいれふ 10 階 講堂

I 開 会

II 議 事

- 1 福岡市高齢者保健福祉計画（素案）について
- 2 第 1 号被保険者の介護保険料について

III 閉 会

福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会委員名簿

氏名	団体名・役職等
青木 武	福岡市自治協議会等7区会長会
阿部 正剛	福岡市議会議員
石田 重森	福岡大学
井上 昭義	被保険者代表（公募）
岩城 和代	岩城法律事務所
内田 秀俊	認知症の人と家族の会福岡県支部
浦田 裕	西日本新聞社論説委員会
大木 麻美子	福岡市老人福祉施設協議会
小山 寿美子	福岡県社会福祉士会
川口 秀子	福岡県介護福祉士会
古賀 清恵	NPO笑顔
佐藤 芙美子	被保険者代表（公募）
柴口 里則	福岡県介護支援専門員協会
下郡 貴美恵	被保険者代表（公募）
白津 陽一	被保険者代表（公募）
高山 博光	福岡市議会議員
竹之内 徳盛	福岡市老人クラブ連合会
田代 多恵子	福岡県看護協会
手塚 裕一	(社)福岡県高齢者能力活用センター
長柄 均	福岡市医師会
鳩野 洋子	九州大学
浜崎 太郎	福岡市議会議員
廣津留 珙子	福岡市介護保険事業者協議会
松尾 龍人	福岡市民生委員児童委員協議会
松田 潤嗣	福岡市社会福祉協議会

(敬称略・50音別)

福岡市保健福祉審議会
平成 23 年度第 5 回高齢者保健福祉専門分科会資料

資料 1 「中間とりまとめ」からの修正・追加について . . . P 1

資料 2 第 1 号被保険者の介護保険料について . . . P 3

別冊資料 1 福岡市高齢者保健福祉計画 素案《パブリック・コメント閲覧用》

別冊資料 2 福岡市高齢者保健福祉計画 素案（概要）
《パブリック・コメント配付用》

別紙資料 介護給付費・基盤整備部会 意見要旨

参考資料 第 5 期介護保険事業計画における特別養護老人ホームの整備量について（案）

「中間とりまとめ」からの修正・追加について

○「中間とりまとめ」からの修正・追加

第4回分科会及びその後いただいた主な意見	第4回分科会資料「中間とりまとめ」	第5回分科会資料「計画（素案）」
<p>【地域包括支援センターについて】</p> <p>地域包括支援センターの利便性の向上という文言は、奥まったところにあるものを目立つところに持ってくるなどの対応と誤解を生むため、相談機能の充実や強化という文言にしてはどうか。</p>	<p>P24, 56</p> <p>地域包括支援センターの<u>利便性の向上</u>や、一層市民に浸透するよう「いきいきセンターふくおか」の愛称を活用した広報活動に努め、地域における身近な総合相談機能の充実を図ります。</p> <p>P56</p> <p>地域包括支援センターの<u>利便性の向上を図り</u>、相談機能や地域でのネットワーク機能の強化や、「いきいきセンターふくおか」の愛称により一層市民に浸透するよう広報活動に努めます。</p>	<p>P24, 56</p> <p>地域包括支援センターの<u>相談体制の強化</u>や、一層市民に浸透するよう「いきいきセンターふくおか」の愛称を活用した広報活動に努め、地域における身近な総合相談機能の充実を図ります。</p> <p>P56</p> <p>地域包括支援センターの<u>相談体制の強化を図り</u>、相談機能や地域でのネットワーク機能の強化や、「いきいきセンターふくおか」の愛称により一層市民に浸透するよう広報活動に努めます。</p>
<p>【高齢者の孤立について】</p> <p>孤立は必ずしも一人暮らしの高齢者ではなく、家族と住んでいても孤立しているという議論になっている。</p> <p>一人暮らしだけに着目するのは、むしろ危ないという研究状況になっているため、「一人暮らしの」は取った方がいい。</p>	<p>P58</p> <p>地域で生活する高齢者やその家族をはじめ、認知症高齢者や社会から<u>孤立した一人暮らしの高齢者</u>に対する見守りや支援を行うとともに、福祉避難所の指定など災害時要援護者への対応や、高齢者の犯罪被害、消費者トラブルの防止などに取り組むため、地域住民や民生委員、各種団体などが連携し、地域の中でお互いが支え合い、助け合えるような支援体制の構築を図ります。</p>	<p>P58</p> <p>地域で生活する高齢者やその家族をはじめ、認知症高齢者や社会から<u>孤立した高齢者</u>に対する見守りや支援を行うとともに、福祉避難所の指定など災害時要援護者への対応や、高齢者の犯罪被害、消費者トラブルの防止などに取り組むため、地域住民や民生委員、各種団体などが連携し、地域の中でお互いが支え合い、助け合えるような支援体制の構築を図ります。</p>
<p>【福岡型地域包括ケアシステムイメージ図について】</p> <p>「予防」という文言が分かりにくい。</p> <p>家族の位置づけが図から浮かばない。</p> <p>どこに相談に行けば良いか、図から分かると良い。</p> <p>イラストを家族も共に支えるというイメージがわくものにしたらどうか。</p>	<p>P26</p> <p>【福岡型地域包括ケアシステムイメージ】図</p> <p>福岡市では、<u>要介護者に対するケアマネジメントを行うケアマネジャーをはじめ、ケアマネジャーを包括的・継続的に支援する地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）や保健福祉センター、医療機関等の関係者が連携して、市民のニーズに応じて医療・介護・福祉サービスを適切にコーディネートする</u>、福岡型地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。</p>	<p>P26</p> <p>【福岡型地域包括ケアシステムイメージ】図の一部修正</p> <p>福岡市では、<u>各区保健福祉センターが中心となり、市民のニーズに応じた保健・医療・介護・福祉サービスを適切にコーディネートするため、要介護者をケアマネジメントするケアマネジャー、ケアマネジャーを包括的・継続的に支援する地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）、医療機関等の関係者と連携して福岡型地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。</u></p> <p>（対象者に合わせた支援の表を追加）</p>
<p>【シルバー人材センターについて】</p> <p>特殊な技能を持った高齢者が多くいるため、シルバー人材センターの仕事や活動について周知を図る必要がある。</p> <p>高齢者の家では、ちょっとした手助けが必要な場合がたくさんある。</p> <p>市が斡旋や広報をすることで、就業機会が増えると同時に市民の意識も高まると思う。</p>	<p>P33</p> <p>高齢者の就業を通じた生きがいの充実や社会参加を推進するため、シルバー人材センターに対して人的及び財政的に支援し、地域の日常生活に密着した臨時的・短期的または軽易な就業機会の確保とともに、団塊の世代の受け皿となる新たな職域の拡大や自主的運営の促進を支援します。</p>	<p>P33</p> <p>同左</p>

第4回分科会及びその後いただいた主な意見	第4回分科会資料「中間取りまとめ」	第5回分科会資料「計画（素案）」
<p>【認知症高齢者の支援体制の充実について】</p> <p>将来的な展望を考えると、青少年、幼児教育の中で、認知症の理解を深めるため、教育を行うことが大切ではないか。</p> <p>教育委員会と連携して、高校生、中学生の施設訪問などを行えば、明るい展望が開けるのではないか。</p>	<p>P52</p> <p>認知症高齢者等が住み慣れた地域で安心して尊厳を保ちながら生活できるよう、医療と保健、介護、地域が相互に密接に連携しながら、地域全体で認知症高齢者等やその家族を支援するネットワークを構築するとともに、認知症に対する<u>偏見をなくす</u>ための啓発活動を進めるなど、認知症施策の総合的・継続的な推進に努めます。</p>	<p>P52</p> <p>認知症高齢者等が住み慣れた地域で安心して尊厳を保ちながら生活できるよう、医療と保健、介護、地域が相互に密接に連携しながら、地域全体で認知症高齢者等やその家族を支援するネットワークを構築するとともに、認知症に対する<u>正しい理解を進める</u>ための啓発活動を進めるなど、認知症施策の総合的・継続的な推進に努めます。</p>

新規追加・修正項目	
	<p>P2, 7 平成22年度国勢調査結果の追加</p> <p>P59 ネットワークの形成イメージ図の追加</p> <p>P69, 71, 77 調整中としていた介護老人福祉施設の必要見込量、考え方、整備目標量の追加</p> <p>P69, 75 介護老人福祉施設の必要見込量の補正に伴う、その他サービスの必要見込量の補正</p> <p>P92～96 第6章「介護保険事業に係る費用の見込みと第1号被保険者保険料」の追加</p>

第1号被保険者の介護保険料について

第5期福岡市介護保険事業計画における第1号被保険者保険料の設定について

1. 介護保険事業の推移

	第1期 (H12～H14)	第2期 (H15～H17)	第3期 (H18～H20)	第4期 (H21～H23)	第5期 (H24～H26)
第1号被保険者(65歳以上) (3か年平均) (A)					
	100	111.3	123.9	135.5	151.6
要介護認定者 (3か年平均) (B)					
	100	150.3	177.0	196.4	226.2
	13.2%				
					2,500億円
	100	131.3	149.0	176.6	217.0
第1号被保険者負担額		260億円	360億円	382億円	525億円
				4,494円	

※第1期～第3期は実績値。 第4期はH23年度分を推計した値。

※第5期は計画値(予定)。

なお、介護保険事業費は介護報酬改定+2.5%と仮定した数値。

2. 第5期の第1号保険料の設定における国の考え方

(1) 負担能力に応じた保険料賦課

第5期の介護保険料は全国的に大幅な上昇(全国平均:4,160円 → 5,200円[改定率:125%])が見込まれており、これまで以上に、それぞれの被保険者の負担能力に応じて保険料を賦課する必要がある。「社会保障・税一体改革成案」(平成23年6月30日、政府・与党社会保障改革検討本部決定)において「介護保険の費用負担の能力に応じた負担の要素強化」の方向性が示されていることを踏まえ、

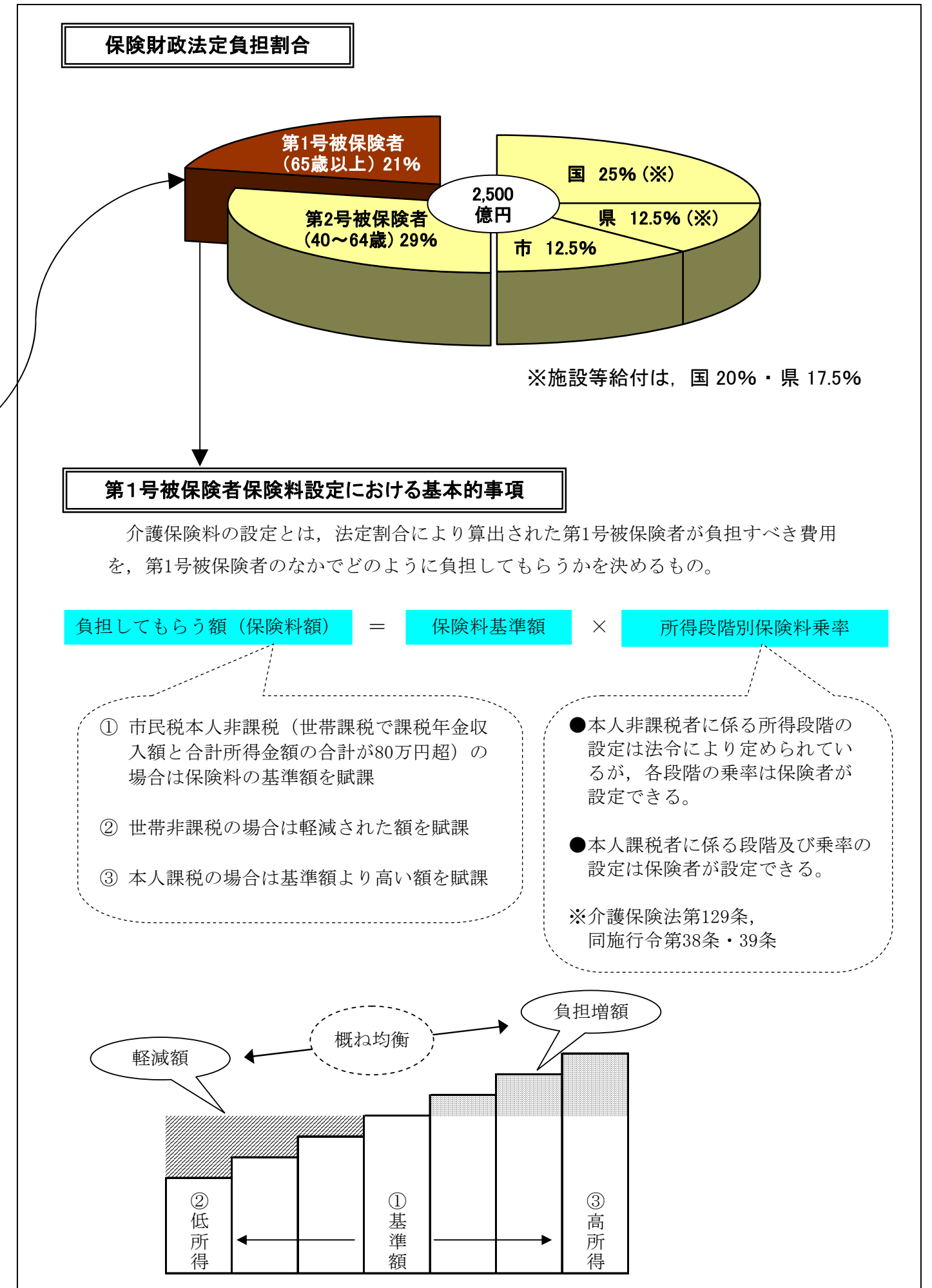
- ① 地域の実情に応じて、保険料所得段階の第5段階以上の多段階設定を求める。
- ② 保険者の判断で、保険料所得段階の第3段階を細分化可能にする。
- ③ 第4期に設定した保険料所得段階の第4段階特例割合を、第5期も引き続き設定可能にする。

(2) 財政安定化基金の活用

都道府県に設置している財政安定化基金を取り崩し、その3分の1に相当する額を市町村に交付し、保険料上昇の抑制に活用する。

(3) 介護給付費準備基金の活用

市町村に設置している介護給付費準備基金を取り崩して、保険料上昇の抑制に活用するよう求める。



3. 第5期の第1号保険料の設定における本市の考え方

本市においても大幅な上昇（第4期：4,494円 → 第5期：約5,600円（第4期と保険料設定を変えない場合））が見込まれ、これまで以上に、それぞれの被保険者の負担能力に応じて保険料を賦課する必要があります。

そのため、第5期においては、低所得者の負担に配慮しつつ負担能力に応じて保険料を賦課するよう、所得段階の細分化及び乗率の見直し等を検討します。

(1) 保険料所得段階の多段階化

被保険者の負担能力に応じて保険料を賦課するため、既に多段階化している第5段階以上について、さらに第8段階及び第9段階を多段階化して第12段階程度とし、第6段階以上の乗率の引き上げを行います。

(2) 低所得者などへの配慮

- ① 市民税世帯非課税段階のうち、第1・2段階の乗率の引き下げを行います。
第1・2段階：0.45程度（乗率△10%程度）
- ② 第3段階の特例割合の新設及び乗率の設定を行います。
現行の第3段階で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の方（国基準と同じ）を特例割合に 乗率：0.65程度
- ③ 第4期に設定した第4段階特例割合を第5期も継続いたします。

(3) 財政安定化基金の活用

第5期の保険料上昇抑制のため、都道府県に設置している財政安定化基金を取り崩し、その3分の1に相当する額を市町村に交付することとなっていますので、今後福岡県が額を決定する財政安定化基金交付金を保険料上昇の抑制に充当します。

(4) 介護給付費準備基金の活用

第4期までに発生している保険料の剰余金については、国の方針として、各保険者において、最低限必要と認める額を除いて第5期の保険料上昇抑制のために活用することとされており、本市に設置している介護給付費準備基金を取り崩し、保険料上昇の抑制に充当します。

(5) 保険料基準額（月額）の見込み

第5期の保険料基準額（月額）については、国において介護報酬に関する議論が進められていることや新設する保険料所得段階等の乗率が未定である等により確定にいたっていませんが、財政安定化基金及び介護給付費準備基金の活用前で約5,500円程度と見込んでいます。

4. 保険料所得段階等のイメージ

<第5期>

区分			※第5期 平均対象者	保険料算定方法 (基準額×乗率)	保険料 月額	
第1段階	世帯非課税	本人非課税	生活保護、老齢福祉年金受給の方	15,804人	基準額×0.45程度	2,500円程度
第2段階			課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	51,307人	基準額×0.45程度	2,500円程度
特例割合			課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	20,286人	基準額×0.65程度	3,600円程度
第3段階	世帯課税	本人課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	21,642人	基準額×0.75	4,100円程度
特例割合			市民税本人非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	38,911人	基準額×0.93	5,100円程度
第4段階			市民税本人非課税で、特例割合以外の方	27,807人	基準額×1	5,500円程度
第5段階			市民税本人課税の方 (合計所得金額125万円以下)	26,843人	基準額×1.1	6,100円程度
第6段階			市民税本人課税の方 (合計所得金額125万円超200万円未満)	30,588人	基準額×1.3程度	7,200円程度
第7段階			市民税本人課税の方 (合計所得金額200万円以上300万円未満)	21,099人	基準額×1.6程度	8,800円程度
第8段階以降			市民税本人課税の方 (合計所得金額300万円以上)	21,313人	基準額×1.8程度～	9,900円程度～
			第12段階程度まで100万円刻みで多段階化を図り、乗率は1段階ごとに0.2程度（月額1,100円程度）の幅で上昇するよう設定する。			
合計			275,600人			

※H23.8月の所得段階別被保険者数割合から推計した人数。

<参考：第4期>

区分			第4期 平均対象者	保険料算定方法 (基準額×乗率)	保険料 月額	
第1段階	世帯非課税	本人非課税	生活保護、老齢福祉年金受給の方	12,550人	基準額×0.5	2,247円
第2段階			課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	46,262人	基準額×0.5	2,247円
第3段階			課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	32,312人	基準額×0.75	3,371円
特例割合	世帯課税	本人課税	市民税本人非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	39,910人	基準額×0.93	4,180円
第4段階			市民税本人非課税で、特例割合以外の方	23,778人	基準額×1	4,494円
第5段階			市民税本人課税の方 (合計所得金額125万円以下)	22,389人	基準額×1.1	4,944円
第6段階			市民税本人課税の方 (合計所得金額125万円超200万円未満)	27,002人	基準額×1.25	5,618円
第7段階			市民税本人課税の方 (合計所得金額200万円以上300万円未満)	20,027人	基準額×1.5	6,741円
第8段階			市民税本人課税の方 (合計所得金額300万円以上600万円未満)	12,545人	基準額×1.75	7,865円
第9段階			市民税本人課税の方 (合計所得金額600万円超)	8,758人	基準額×2	8,988円
合計（計画値）			245,533人			

第5期保険料増額要因

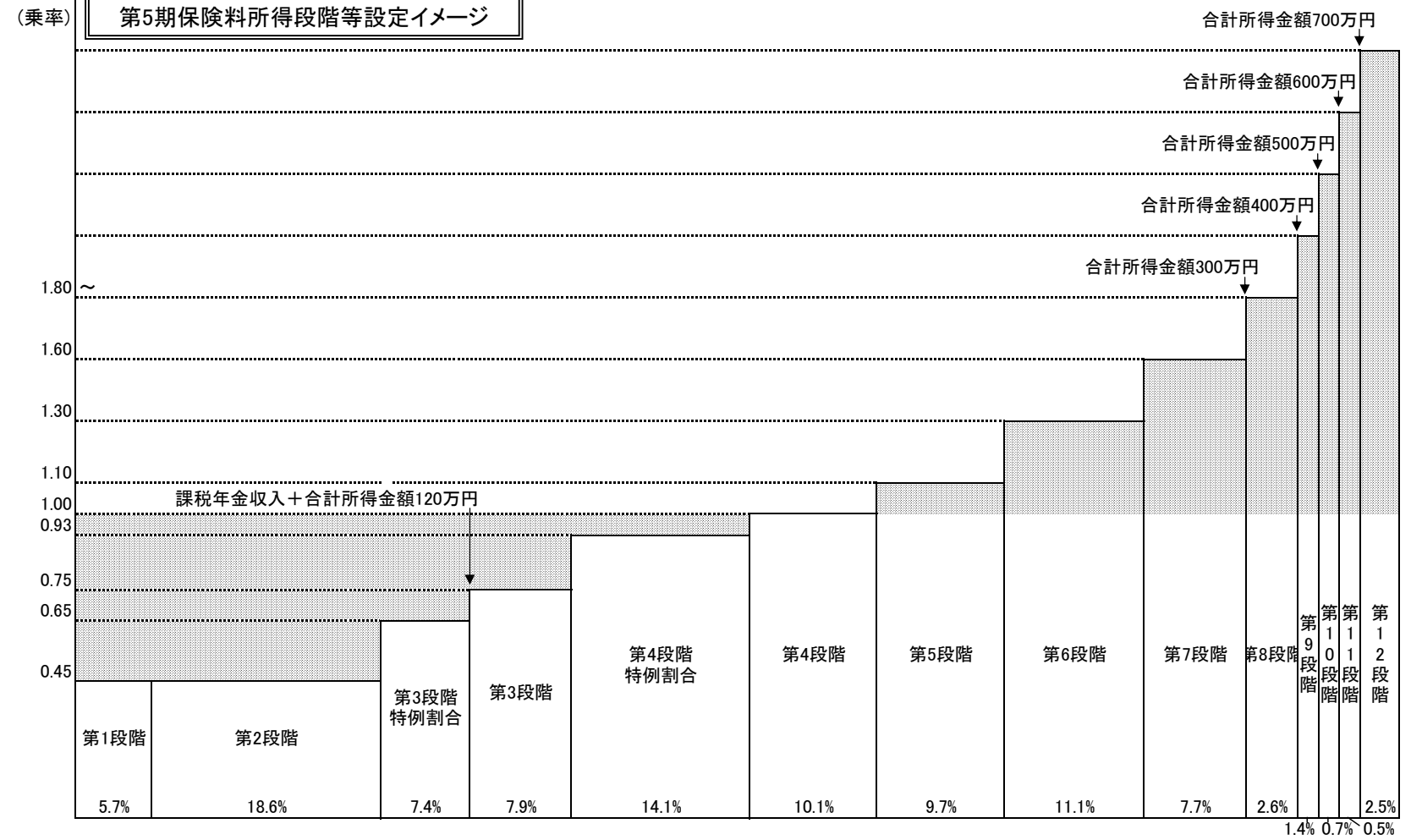
※試算額は、財政安定化基金及び介護給付費準備基金活用前の額

国試算	第5期保険料(月額)	市試算
5,200円 改定率 125.0%		5,500円程度 改定率 122.4%
10円程度	ユニット型個室の居住費の軽減	— 国が詳細示しておらず試算不可
15円程度	居住系サービスの充実 (定期巡回随時対応サービスなど)	15円程度 国と同程度を見込む
100円程度	介護報酬プラス改定 (+2%強の報酬改定)	120円程度 介護報酬改定 +2.5%で試算
550円程度	自然増+緊急基盤整備の影響	650円程度 被保険者の伸びの影響を排した給付費の伸び 2号被保険者に対する1号被保険者の伸び
340円程度	介護従事者処遇改善臨時特例基金 + 介護給付費準備基金の軽減効果	220円程度 介護従事者処遇改善臨時特例基金 4期:5億1千万円 ※1 介護給付費準備基金 ※2 4期:12億3千8百万円
4,160円 全国平均	第4期保険料(月額)	4,494円 福岡市

※1: 平成21年度の報酬改定に伴う介護保険料の上昇を抑制し、第1号被保険者の負担を軽減するために国から交付された交付金を積み立てたもの。
平成21年度～23年度の第1号保険料の上昇抑制に活用する時限的な基金で、平成23年度末に解散するもの。

※2: 介護保険の中期的な財政の調整を図るための基金で、決算上生じた第1号保険料の剰余金を積み立てたもの。
第4期には12億円余りを取崩して第1号保険料の軽減に活用している。

第5期保険料所得段階等設定イメージ



第4期保険料所得段階等設定

